

船舶インシデント調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成30年5月19日 11時10分ごろ
発生場所	徳島県美波町日和佐港 日和佐港北防波堤灯台から真方位259°850m付近 (概位 北緯33°43.8′ 東経134°32.0′)
インシデントの概要	プレジャーヨットエメラインは、着岸作業中、他船の錨索がキールと推進器との間に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年8月6日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット エメライン、6.3トン
船舶番号、船舶所有者等	235-41023神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約10～15m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期 四国沖北部には、5月18日05時50分に海上風警報が発表され、19日05時40分に海上強風警報に切り替えられた。また、美波町には、18日15時53分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本インシデント時、それぞれ継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、徳島県甲浦港 ^{かんのうら} を出港し、徳島小松島港へ向かう予定であったが、天候が悪化すると の予報が出ていたので、避泊の目的で機走により日和佐港に入港した。 本船は、約2ノットの対地速力で着岸予定場所へ向け北進中、地元の漁船が先に着岸したので、別の着岸場所を探していたところ、風速約15m/sの北寄りの突風に圧流されて風下側に係留していた別の漁船に接近し、同漁船の船尾部から海面下へ伸びていた錨索が、本船のキールと推進器との間に絡まり運航不能となった。 本船は、船長が118番通報し、来援した海上保安庁の職員によって絡まった錨索が除去されたのち、港内のビジターバースに着岸した。 船長は、日和佐港への入港経験がなかった。 本船の喫水は、船首が約0.3m、中央付近が約1.5m、船尾が約0.2mであった。
分析	本船は、着岸作業中、風速約10～15m/sの北寄りの風が吹く状

	<p>況下、他船と十分な距離が確保されていなかったことから、突風を受けた際、圧流されて風下側に係留していた他船に接近し、海面下の他船の錨索がキールと推進器との間に絡まって主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、着岸作業中、風速約10～15m/sの北寄りの風が吹く状況下、他船と十分な距離が確保されていなかったため、突風を受けた際、圧流されて風下側に係留していた他船に接近し、海面下の他船の錨索がキールと推進器との間に絡まって主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 着岸操船を行う際は、風の影響を考慮するとともに、他船や他船の錨索等との距離に留意すること。 ・ 天候の悪化が予想される場合は、早めに航行計画を見直すとともに、入港経験のない港へ入港する場合は、事前に適切な着岸場所を確認しておくこと。